

2023年9月吉日

お客さま各位

株式会社 JAL カーゴサービス

西口スマートカウンターのグランドオープンについて（顔認証システムの導入）

拝啓 爽秋の候、貴社におかれましてはご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、西口スマートカウンターへ顔認証システムの導入により JL1 臨時立入証発行の手続きを変更し、西口スマートカウンターをグランドオープンいたしますのでご案内申し上げます。今後もより一層のサービス向上に努め、お客さまのご期待に沿えるよう取り組んで参りますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 運用開始日：2023年10月1日（日）より
2. 顔認証システム導入後の JL1 臨時立入証発行方法について
 - ① 西口スマートカウンターのリモート端末にて、臨時立入証発行申請に必要な情報を弊社オペレーターへお伝え頂き、オペレーターが必要事項を入力いたします。
 - ② 入力が完了しましたら、リモート端末に申請書が表示されますので内容をご確認ください。併せて、利用規約の確認及び規約への同意をいただけた場合には確認項目へのチェック及び同意署名欄へのサインを端末画面にお願いします。
 - ③ 続いてリモート端末の左側にある手元カメラへ、公的身分証明書(顔写真付)をご提示ください。
 - ④ 弊社オペレーターにてご本人様確認が完了後、顔認証システムの発券場所まで移動ください。
 - ⑤ 顔認証システムの専用カメラで顔認証情報を撮影、プリンターからお客さまの顔認証情報（生体認証情報）が QR コードにて発行されます。
 - ⑥ QR コードは JL1 臨時立入証になりますので、専用パスケースに QR コードを収納いただき、指定エリアへの立入が可能となります。
 - ⑦ 指定エリアには、JL1 臨時立入証の確認ポイントがございますので、出入りする際、必ずお立ち寄り下さい。確認ポイントでは、JL1 臨時立入証確認として QR コードと顔認証が必要となります。臨時立入証の確認ポイントの場所につきましてはご利用目的にあわせ弊社オペレーターがお知らせいたします。
※顔認証には発券した QR コードが必要となりますので、廃棄しないようご注意願います。
 - ⑧ 顔認証（生体認証）に同意いただけない、あるいは希望されない場合は、東口受付カウンターでの受付となりますのでご了承ください。
3. その他お手続きの受付について
仮搬出受付(植物検疫・動物検疫等)、税関検査受付(自社持ち)、内容点検受付(内容点検・見本持ち出し等)の受付は西口スマートカウンターのリモート端末での受付となります。
4. お問い合わせ先
株式会社 JAL カーゴサービス 輸入・上屋事業部 (e-mail アドレス：jcg-iwd_jto@jal.com)

以上